

議会運営委員会

令和7年4月25日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会 （午前9時）

署名委員 齋藤委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただ今から、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、齋藤委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項（1）令和7年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題とします。

①会期日程につきましては、3月19日開催の議会運営委員会で確認しましたとおり、5月9日（金）、会期1日と決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和7年第2回斑鳩町議会臨時会は、5月9日（金）、会期1日ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

まず、付議予定議案の概要について、総務部長から説明を受けることとします。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、令和7年第2回町議会臨時会に提出を予定している、予定議案について、資料に沿って、その概要をご説明いたします。

なお、4月24日時点の内容であることから、最終の取り纏めによりましては、議会への上程の際には、本日の説明と変更する場合がございます。

あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、令和7年第2回臨時会提出予定議案をご覧ください。現在、提出を予定している案件は、議案が3件、承認が4件、報告が2件の合計9件となっております。

はじめに、議案です。（1）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてです。資料1をご覧ください。

本議案は、議会からのご意見、ご指摘を踏まえ、早急に対応すべき内容のものとして、上程させていただくもので、その内容は、職員の出張等にかかる旅費の宿泊料の金額について、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、適切な旅費制度の運用を図るため、地方区分による定額制から、都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制に改めることから、関係する条例において所要の改正を行うものです。

（2）斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。資料2をご覧ください。

本議案につきましても、先の議案と同様の考え方のもと、上程させていただくもので、その内容は、法令等による災害派遣要請に基づき、当町の職員を被災地に派遣する場合において、地方自治法の規定による災害派遣手当の支給に関し、派遣を受ける地方公共団体における災害派遣手当の支給の有無により、不均衡を生じることがないように、これに相当する災害被災地赴任手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、（3）令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてです。資料3をご覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、351万3千円を追加するものです。その内容は、消防費で、消防団員4名の退職に伴う消防団員退職報償金181万3千円の増額と、自主防災組織から申請のあった自治総合センターコミュニティ助成事業170万円の増額に関する補正をお願いしております。

次に、承認です。（1）町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について）です。資料4の裏面をご覧ください。

本承認は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、37万6千円を追加

する予算補正について令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものです。

その内容は、保険事業勘定における介護保険給付費準備基金の積み立てに関する補正となっております。

(2) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)です。資料5の裏面をご覧ください。

本承認は、令和7年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、これについて、議会の承認を求めるものでございます。

その主な改正の内容は、固定資産税で、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直し、軽自動車税では、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正などとなっています。

次に、(3) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)です。資料6の裏面をご覧ください。

本承認は、先の町税条例と同様に、専決処分させていただいたもので、これについて、承認を求めるものです。

主な改正内容は、法改正による条文整理等となっております。

次に、(4) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)です。資料7の裏面をご覧ください。

本承認は、令和7年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法施行令及び国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、これについて承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の基準額の見直しとなっています。

次に、報告です。（１）議会の委任による町長専決処分の報告について（令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１１号）について）です。資料８の裏面をご覧ください。

本報告は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，４４１万２千円を追加する予算補正について、令和７年３月２６日付けで、議会の委任による町長専決処分を行ったもので、これについて、議会に報告するものでございます。

その内容は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金に関する補正となっています。

次に、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更について）です。資料９の裏面をご覧ください。

本報告は、議会の議決を経て締結した、平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約について、発生土を町道の拡幅整備に再利用することによる処分費の減額に伴い、契約金額を減額する変更契約の締結について、令和７年３月２６日付けで、議会の委任による町長専決処分を行ったもので、これについて、報告するものでございます。

以上、令和７年第２回臨時会に提出を予定している議案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

ただいま、付議予定議案の概要について説明がありましたが、続きまして、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

それでは、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

先ほど、総務部長より職員の出張等に係る旅費の宿泊料の金額について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例において、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏ま

え、適切な旅費制度の運用を図るため、地方区分による定額制から都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制に改めると説明がありました。

この条例におきましては、本年３月議会における旅費の宿泊料に関する改正と同様に、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例も含め、関係条例と併せて改正する案となっております。

それでは、改正内容につきまして、事務局資料１、新旧対照表（案）をご覧くださいませうでしょうか。

表の右側、改正前の宿泊料の項目でございますが、３月議会の改正では、甲地方と乙地方の規定について、備考欄で、その地方区分のみを改正するものであります。

今回の改正では、表の左側になりますが、３月議会での議案の審議内容や物価高騰等の影響を踏まえ、都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制に改めるものとなります。この改正については、公布の日から施行し、令和７年４月１日以後に出発した出張等に係る旅費について、適用するものであります。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

委員長におかれましては、この条例改正の取扱いにつきまして、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

委員長

ただいま、提出予定議案の概要について、また、事務局から、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について説明がありました。今年度の３月議会と同様に、町長提案で議案をあげていただくことについて、また、議案の内容について、みなさんのご意見をお聞きします。横田委員。

横田委員

新制度の部分で都道府県の金額、これ記入されているんですけど、これを根拠にあがっているんですか。

委員長

福田議会事務局長。

議会事務 局長	上限額の根拠についてでございます。国の旅費につきましても、宿泊料の改正がされておりました、今回、議員の旅費につきましては、国の指定職員の区分に準じた形で上限額を定めるものでございます。以上でございます。
委員長	小城委員。
小城委員	これ、例えば上限額を超えとこしかない場合は、持ち出しに。
委員長	福田議会事務局長。
議会事務 局長	おっしゃるとおりでございます。
委員長	ほかにございませんか。 嶋田委員。
嶋田委員	これは議運の発議で上程したらいいのではないかと思います。
委員長	暫時休憩します。
	（ 午前9時14分 休憩 ）
	（ 午前9時15分 再開 ）
委員長	再開します。 ただいま、嶋田委員より、議員の部分については議員発議で提出してはどうかということでご意見いただきましたが、そのように取り扱いさせてもらってよろしいでしょうか。
	（ 異議なし ）
委員長	それでは、最初に総務部長から説明を受けた部分と、切り離す形で議員の部分については議員提案ということでさせていただこうと思いますが、議員提

案でよろしいでしょうか。

議会運営委員会の委員会発議という形もございますが。賛成反対もあるかもしれませんので。

(異議なし)

委員長 じゃあ議員発議でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、この件については議員発議で提出を予定していただくということで確認をしておきます。

議員発議で議案をあげることで調整します。

次に、これら提出予定の議案の取り扱いについて、これまで、臨時議会におきましては、提出されましたすべての議案について、当日の本会議で即決という取り扱いをしておりましたので、今回の議案の取り扱いにつきましても、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと、採決することとしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、臨時議会に上程される議案について、賛否の討論が必要となりました場合には、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

提出議案については、委員会付託を省略し、当日に即決することとし、賛否の討論は各1名ずつということで確認をさせていただきます。

また、本日、総務部長から議会運営委員会で町長提出議案について説明していただきましたが、改めて全員協議会でも説明していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、全員協議会でも総務部長に説明いただくことを確認します。

それでは、②付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、③追加日程についてと④令和7年5月の委員会委員選出方法について、この2つの案件は関連する議題ですので、併せて議題といたします。

なお、委員会委員の選出についてですが、前回の委員会で今年の秋に補欠選挙が実施され議員が1名増となった場合、その議員は5月の委員選任の際に、欠員のところに補充委員として入られた議員の方に辞職していただいて、その補充委員の枠のところに新たに議員となった人が委員に入っていたかどうかについて、皆さんのご意見を確認させていただきました。

本日、再度その点も含め、令和7年5月の委員会委員選出方法について改めて確認をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明願います。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、臨時会の進行予定につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の臨時会進行予定表と、臨時会議事日程、追加日程の1枚目と、裏面の追加日程(その2)、追加日程(その3)をあわせてご覧いただけますでしょうか。

はじめに、進行予定表でございます。まず、午前9時に全員協議会を開会し、本日の議運の審議結果につきまして、議会運営委員長に報告をしていただき、日程等の協議をしていただきます。この全員協議会で、進行表の資料とともに追加日程の1枚目を配布させていただきますので、ご了承ください。

そこで一旦、全員協議会を休憩、本会議を開会し、理事者から提出されま

した9議案を上程し、総括説明、質疑、討論、採決をしていただきます。

議事日程をご覧くださいませでしょうか。

議事日程で申しますと、日程1から裏面1行目の日程11までを、現議長のもとで行っていただきます。ここまでで、町から提出された議案の審議をすべて終了します。

次に、議事日程表では、日程12、常任委員会委員の選任についてがあげられておりますが、議長・副議長の改選を行ってからでないと委員会委員が決められません。

進行予定表にお戻りいただきますでしょうか。

上から3つ目のところでございます。町長提案の9議案の採決の終了後、ここで暫時休憩をとり、副議長に議長席についていただき、本会議を再開、議長辞職許可についてを議事日程に追加し、議長辞職許可について諮っていただきます。

辞職が許可されましたら、現議長に辞職挨拶をいただきます。その後、議長選挙についてを議事日程に追加したところで本会議を休憩し、正副議長の選出方法協議のため、全員協議会を再開します。

なお、この全員協議会は、議長辞職が許可され、議長が欠けておりますので、議事進行は副議長にお願いします。

全員協議会では、正副議長の選挙方法、これには投票、あるいは指名推選の方法がございますので、どちらの方法により選挙を行うかについて、協議、決定していただきます。この全員協議会で、副議長が辞職されるおつもりであることを告知される予定ですので、追加日程（その2）を各議員に配布させていただきますので、ご了承ください。

選挙方法が決まりましたら、本会議を再開し、副議長に議長選挙を行っていただきます。新議長が決まりましたら、副議長から当選告知をしていただき、新議長から当選承諾と就任挨拶をしていただきます。なお、令和3年以降、感染症対策として、議場での議長章の授与は行っておりません。

次に、議長交替のため暫時休憩をとり、新議長に議長席にお着きいただき、再開後、副議長辞職許可についてを議事日程に追加し、副議長辞職許可についてお諮りをいただきます。

これが許可されましたら、副議長に辞職挨拶をいただき、その後、副議長

選挙についてを議事日程に追加し、副議長の選挙を行っていただきます。

副議長が決まりましたら、新議長から当選告知をしていただき、新副議長の当選承諾と就任挨拶をしていただきます。

以上で、新しい正副議長が決定しますので、委員会委員の選出をしていただくため、議事日程の日程 1 2. 常任委員会委員の選任についてを議題として取り上げたところで、本会議を休憩していただきます。

この休憩中に、事務局資料 3、令和 7 年 5 月の委員会委員選出方法について（案）に基づき、各常任委員会及び議会運営委員会の委員を決めていただきます。

事務局資料 3 をご覧いただけますでしょうか。委員会委員の選出方法につきまして、現在、議員が 1 名欠員の状況でございます。このため、令和 7 年 5 月の委員会委員選出では、先例と慣例に定める手続きでの選出ができませんので、令和 7 年 5 月の委員選出方法については、基本的に令和 6 年 5 月に準拠した選出方法でよいか確認をさせていただきたいと思います。

この選出方法（案）において、赤字で記載しているところがございますが、この赤字の部分が、令和 6 年 5 月から変更となった箇所でございます。

はじめに、変更となった点について、ご説明させていただきます。変更点といたしましては、令和 6 年 9 月 2 0 日の議会運営委員会において、委員選任で政党は、配慮するものとするという文言を削除することを決定されたことから、政党配慮の文言を削除しております。また、委員会の名称を建設常任委員会に変更するとともに、だれが補充委員であるかをわかりやすくするため、【補充委員】の記載を追加しております。この点以外は昨年と同様の選出方法となります。

それでは、委員会委員の選出の方法について、資料にもとづき説明させていただきます。

まず、常任委員会については①議長と副議長が、議席順に皆さんから所属希望の 3 常任委員会を聴取されます。その後、話し合いにより②のとおり 3 名・4 名・4 名となるよう調整されます。

次に③、3 常任委員会の決まった委員さんから、広報発行常任委員会の委員を各 2 名選出していただきます。次に④、広報発行常任委員会委員に選出されなかった方 1 名・2 名・2 名で、所属外の常任委員会の希望を聴取し、

調整の上、委員を選出していただきます。

続いて⑤、3 常任委員会の空席 0 席・1 席・1 席、補充委員について、全議員から所属希望をお聞きし、調整、選出します。ただし、広報発行常任委員会所属の委員から希望がある場合は、これを優先することとします。

なお、今年の秋に斑鳩町議会議員補欠選挙が執行され、新しい議員が増えた場合は、この補充委員の枠に新しい議員が入っていただく運用とすることについて、前回の議会運営委員会でご協議いただいておりますので、補充委員の枠のところをわかりやすくするため、【補充委員】と追記させていただいております。

ここまでで、各常任委員会委員がすべて決定しますので、次に⑥常任委員会ごとにご相談いただき、正副委員長を互選していただきます。ただし、副議長の委員長就任は不可となっております。

次に、3 常任委員会から各 2 名、広報発行常任委員会から 1 名の議会運営委員会委員を選出いただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、各委員会の正副委員長がすべて決定しましたら、全員協議会を開会し、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び正副委員長の確認をしていただきます。

そして、続けて、全員協議会で、監査委員を選出していただきます。

監査委員が決まりましたら、本会議を再開しますが、役職名簿と議案書作成・配布のお時間を少しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

進行予定表と議事日程の裏面にお戻りいただきますでしょうか。進行予定表の下から 3 つ目の全員協議会が終わったところでございます。

本会議再開後、議長から常任委員会委員を指名していただき、次に、日程 13. 議会運営委員会委員の選任についてを議題とし、議長から議会運営委員会委員の指名をしていただきます。

次に、日程 14. 議長報告について、私から（1）常任委員会正副委員長互選結果について、（2）議会運営委員会正副委員長互選結果について、議長報告をさせていただきます。

次に、同意第 9 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつ

いてを日程に追加し、諮っていただきます。

なお、引き続き嶋田議員に監査委員をお願いすることとなった場合は、監査委員の選任同意議案は提出の必要がなくなるため、進行予定表の＃印、監査委員選任同意の日程追加、説明、採決は行わないこととなり、町長の閉会挨拶をお受けして、閉会することとなります。

以上、臨時会当日の進行予定及び委員選出方法（案）のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま議会事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けします。 溝部委員。

溝部委員 事務局資料３番の内容についてなんですけども、補充委員の方が委員長とか副委員長を希望された場合に、補欠選挙で交代になったときに、その方がまた委員長、副委員長の席になるものなのか、どういう形になるのかなと、ちょっと思ったんですけども。

委員長 その場合、補充委員として入っている方が委員長、副委員長されて辞職された場合は、委員長か副委員長が空席になります。新しく入ってきた方が必然的に委員長、副委員長になるというのではなくて、そこは改めて常任委員会の委員さんで相談していただいて、決めていただくことになろうかと思えますけども、そもそも５月の選出の時点で、補充委員の方にはできるだけ、委員長、副委員長を遠慮していただくほうが、後々ややこしいことはないのかなと思いますが、そこはまた、選出された委員さんでご相談いただくことになろうかと思えます。

ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 そうしましたら、臨時会の進行及び追加日程は、進行予定表及び追加日程表のとおりとし、委員選出は、事務局説明のとおりで、進めさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、その点については確認しておきます。

それとですね、補充委員の辞職及び補欠選挙による新議員の選任の時期についてなんですが、たぶん10月頃に選挙になると思いますので、その後ですね、11月中の閉会中の委員会に新たに議員になられた方については、委員として出席をしていただきたいかなというふうに思いますので、ですので、11月閉会中の委員会前に新委員の選出をしたいというふうに思いますが、今、ちょっと考えてますのは、議員懇談会の時に全員協議会を開催して、補充委員になっていただいている方に辞職届を出していただいて、新たに議員になられ方については新委員として選出をするというような形であれば、閉会中の委員会が始まる前にそうした手続きができるかなと思いますので、そのように進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、新委員の選出の時期についてはそのようにさせていただきます。

あと、先ほど溝部委員からございましたように、委員長、副委員長の選出に当たっては、なるべく補充で入っておられる委員さん以外の方で選出いただくのが、のちのちややこしいことにならないのかなというふうに思いますが、こちらについては、選出された常任委員のメンバーの皆さんで相談いただくことになりますので、こうした問題がのちのち発生することについても承知いただいて、また委員長、副委員長については選出いただければと思いますので、その点についても私の方から問題提起と言いますか、ということで提案をさせていただきます。

それでは、臨時会の進行及び追加日程は、進行予定表及び追加日程表のとおりとし、委員会委員の選任については事務局から説明があったとおり、委員選任で政党の配慮の文言がなくなった以外は、基本的に昨年5月の選任方

法に準拠した方法とすることについて、また、補欠選挙で新たに議員が増えた場合は、欠員のところに入られた補充委員に、11月の閉会中の委員会前に辞任していただき、その抜けたところに新議員が委員として入ることについて、そのように進めさせていただくということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、全員協議会で議員皆様のご意見をいただく中で変更となることもあるかと思いますが、現在のところ、臨時会の進行及び追加日程は、進行予定表及び追加日程表のとおりとし、委員会委員の選任については、基本的に昨年5月の選任方法に準拠した方法とし、補欠選挙で議員が増えた場合は、補充委員が辞職し、その抜けたところに新議員が委員として入ることについて、そのように進めることを確認しておきます。

次に、私から感染症対策について相談をさせていただきます。

法律上の位置づけが5類へ移行されてからは、議会の都度、閉会中の当委員会で感染症対策について、どのように対応するのかを協議していただいております。

ただ5類に移行してから、5月で2年が経過しますが、基本的には前回又は前年の感染症対策を継続することを毎回確認していただいておりますので、今後は、議会の都度確認するのではなく、感染症対策の方法を変更する場合のみ協議させていただきたいと思いますが、この件について、委員皆様のご意見をお聞きかせいただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

変更する場合というのはどういうことなんですか。議運の委員からここは変更したほうがいいという提案があって変更するんか、それとも事務局から変更したいという提案があってするのか、その変更したいというのがどういうことなのか教えてください。

委員長

今、コロナ時と同様の対策をしていますが、例えばもう元に戻しましょうというふうになったり、ここの部分を変更しますということがあれば、委員さ

んからそういうご提案いただいた場合もその都度検討させていただきますし、また事務局の方からも、もうそろそろいいんじゃないかということで提案させていただく場合もありますが、今までその都度その都度確認していたものを、もう変更するときのみ相談させていただくという形でどうかなというふうに思っているところです。

嶋田委員　ひとつの提案を省くということはわかるんですけども、別段その都度その都度の、議運で確認取っても別に負担ではないと思いますんで、従来通りでいいのではないかなと思います。

委員長　他の委員さんいかがでしょうか。特に毎回変更なくきてますので、毎回事務局の方から説明をしていただくのが大変かなと思っていたのもありまして。同じであれば変更するときだけでいいのかなというふうに思ったんで提案させていただいたところです。　小城委員。

小城委員　どういう捉え方かというところで、今、結局コロナの感染症対策が通例化してて、それが常態化しているというところで、その変更があった場合の提案ということですよね、それでいいんじゃないかなと思います。

これが今、今この対策というか、今やっているのが普通な状態ということで、これ以外のことをするとき提案があったらいいんじゃないかなと思います。

委員長　横田委員。

横田委員　私も現状ですね、維持するのであれば、何か変わった時に提案をして協議するという形でいいと思います。だから委員長の提案のとおりで、私はいいかなと思います。

委員長　他の委員さんいかがでしょうか。　溝部委員。

溝部委員　私も委員長の提案のとおりで結構です。

委員長 奥村委員。

奥村委員 先ほど委員長おっしゃいましたけども、毎回、事務局から変更しないという、丁寧な説明をしていくという必要はあるんでしょうか。それとももっと簡単に、今回もこのように踏襲していきたいと思いますと、一言ではだめなんでしょうか。

委員長 別にそういう確認の仕方もありかと思います。
だから簡略化といいますか。

奥村委員 そういう形で一言申し上げるということではいかがでしょうか。

委員長 そういうやり方もありかと思います。齋藤委員、いかがでしょうか。

齋藤委員 私も変更するときでいいと思います。

委員長 嶋田委員、その都度確認していくことでいいんじゃないかというご意見いただきましたけど、皆さん。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、コロナ対策でやって、言えば異常事態ですね、これを常態化していることで、その異常事態を常態化していることを認めるということはおかしいと思います。そやから異常事態前を基本にすると、その都度確認取るのは当たり前ではないかと。

委員長 元々コロナ対策としての今の対応を、いつまで続けるのかということを以前相談させていただいたときに、その都度確認していく方がいいのではないかとということで、毎回確認させていただいてますが、毎回同じようにずっと踏襲しているにもかかわらず、都度都度確認する手間を省く方がいいのかなというふうに思ったのはありましたが、やはりその都度確認するほうが良いというご意見もありますので、先ほど奥村委員から指摘いただいたよう

に、ずらっと同じ説明を毎回するのではなくて、前回の形を踏襲することで、今回についてはどうかという語り方をさせていただくのであれば、時間短縮にもなりますし、そんなに負担にもならないかなというふうに思いますので、そのような形にさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、感染症対策の相談については、丁寧な説明を毎回行うのではなく、前回の形を踏襲するのかどうかについては、その都度、議会ごとに確認をさせていただくという方法にさせていただきたいと思います。

それでは、感染症対策の対応については、そのようにさせていただきます。

以上で、(1) 令和7年第2回斑鳩町議会臨時会についてを終わります。

総務部長から、他に報告いただくことはありますか。

(な し)

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開します。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。

(な し)

委員長

議長から何かありますか。

(な し)

委員長 事務局から何かありますか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時45分 閉会)